

令和 6 年 6 月 19 日

岩国市地域公共交通活性化再生法協議会委員 各位

岩国市地域公共交通活性化再生法協議会

会長 杉 岡 匡

令和 6 年度第 2 回岩国市地域公共交通活性化再生法協議会の
開催（書面開催）について

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、地域公共交通の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記の事項につきまして、本来であれば会議を開催して御審議をお願いすべきところではありますが、書面による開催とさせていただきますので、書面による御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、協議資料の内容につきまして、今後の国との協議により部分的に調整箇所が生じた場合、その調整等については事務局に一任させていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

1 協議事項

(1) 岩国市地域公共交通計画の改正について

資料. 1

本議題は、石見交通株式会社様が島根県益田市から広島県広島市の間を運行する高速バス広益線（以下「広益線」という。）における幹線補助申請に関連するものです。（補助申請にかかる議題は資料 2 となります。）

広益線にかかる国の補助申請をする場合は、当路線が運行する沿線市町の交通計画に、今後における目標値を掲載する必要があることから、この度、岩国市地域公共交通計画に、当路線における経常収支率、公的負担額及び利用者数の目標値を設定するものです。

本市計画における広益線の目標値については、別紙の 1 ページから 3 ページのとおりです。

なお、これらの目標値については、沿線市町が策定する各交通計画の目標値と異なることがないよう、沿線市町と調整を図った上での値となっています。

(2) 地域間幹線系統確保維持計画の認定申請について

資料. 2

本議題は、広益線における国への補助認定申請について委員にお諮りするものです。
別添資料は、広益線を運行する目的をはじめ、国の補助金算定に必要な経費の算出資料などとなっています。

「地域間幹線系統」とは、複数の市町にまたがって走る広域的なバス路線のうち、運送収入（運賃）のみでは、事業採算が確保できない系統で一定の基準を満たすもの（別添 1 ページ）をいい、本市内を運行するバス路線では、広益線が該当となります。（別添 2 ページ）

広益線は、1 日 6 往復運行（別添 3 ページ）しており、本市内における停留所は、中国自動車道の「深谷パーキングエリア」内のみとなっています。

別添資料において、国への申請の関係上、複数の路線の記載がありますが、当協議会での承認をいただく路線（広益線）は、各様式の表に着色のある路線となります。（別添 14、16、17、18、19、20 ページ）

2 協議方法
書面協議

3 回答方法

別添の「書面議決書」に記入年月日、所属、役職、氏名（押印不要）、各協議事項に対する賛否（「賛成」又は「反対」）を記載いただき、ファックス、電子メール等により御返信ください。

4 回答期限

令和 6 年 6 月 26 日（水）まで

以上

（事務局）

岩国市交通政策課交通政策班 吉岡・山下

〒740-8585 岩国市今津町一丁目 14-51

TEL：0827-29-5106 FAX：0827-24-4209

電子メール：koutsu@city.iwakuni.lg.jp